

ID: 1131

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除		
法令名 根拠条項	学校教育法 第18条		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【根拠条文】 第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び省令第34条の規定による。 省令第34条 第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日